

1. 利用者・職員ご自身に体調不良がある場合の手順

37.5 度以上の発熱／咳／のどの痛み／頭痛／嗅覚または味覚の喪失／倦怠感／その他の異変

これらの中で、普段の自身には当てはまらないものが 1 時間以上 続く場合

かかりつけ医、または、以下①～③でご確認頂いた医療機関を受診してください。

- ① 埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム <https://flu-search.pref.saitama.lg.jp/>
- ② 埼玉県受診・相談センター 048-762-8026 午前 9 時～午後 5 時 30 分（毎日）
- ③ 埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0570-783-770 24 時間年中無休

※東京都の方は、東京都発熱相談センター 03-5320-4592 24 時間、土日祝日を含む毎日

また、この時点で 出来るだけ早く え～るまたは担当の相談員等に状況をご連絡ください。

多機能型事業所え～る 電話（平日 9:30～17:00） メール（24 時間受信可）

※万が一受診できなかった場合はその旨をえ～るにお伝えください。

受診し

PCR 検査を受ける

受診し

検査の必要は
無いと診断

検査結果が出るまで利用／出勤を見合わせ療養。

療養中、可能な範囲で毎日え～るに体調の連絡をお願いします。

検査結果が出ましたら出来るだけ早くえ～るまたは担当の相談員等にお知らせください。

体調不良が治るまで利用／出勤を見合わせ療養。

療養中、可能な範囲で毎日え～るに体調の連絡をお願いします。

なかなか良くならない、悪化が見られる場合は、再度かかりつけ医・医療機関を受診ください。また診断に不安な方は、埼玉県 PCR 検査等無料化事業等を利用し検査を行う手段もございます。

★医師の指示があればそれに従う。

・医師の指示が無い場合は、

発症日から 10 日間療養し、症状が無くなってから 72 時間の経過を確認して利用／出勤を再開する。

療養中、体調の許す範囲で毎日体調の連絡をお願いします。

2. 利用者・職員のご家族または接触した方が新型コロナ陽性者となった場合の手順

「濃厚接触者」は、陽性者の発症日の2日前から、隔離療養されるまでの間に、

- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1m）で、マスクなどの必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった方
- ・適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた方
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方

以上の項目いずれかに当たる方が当てはまります。

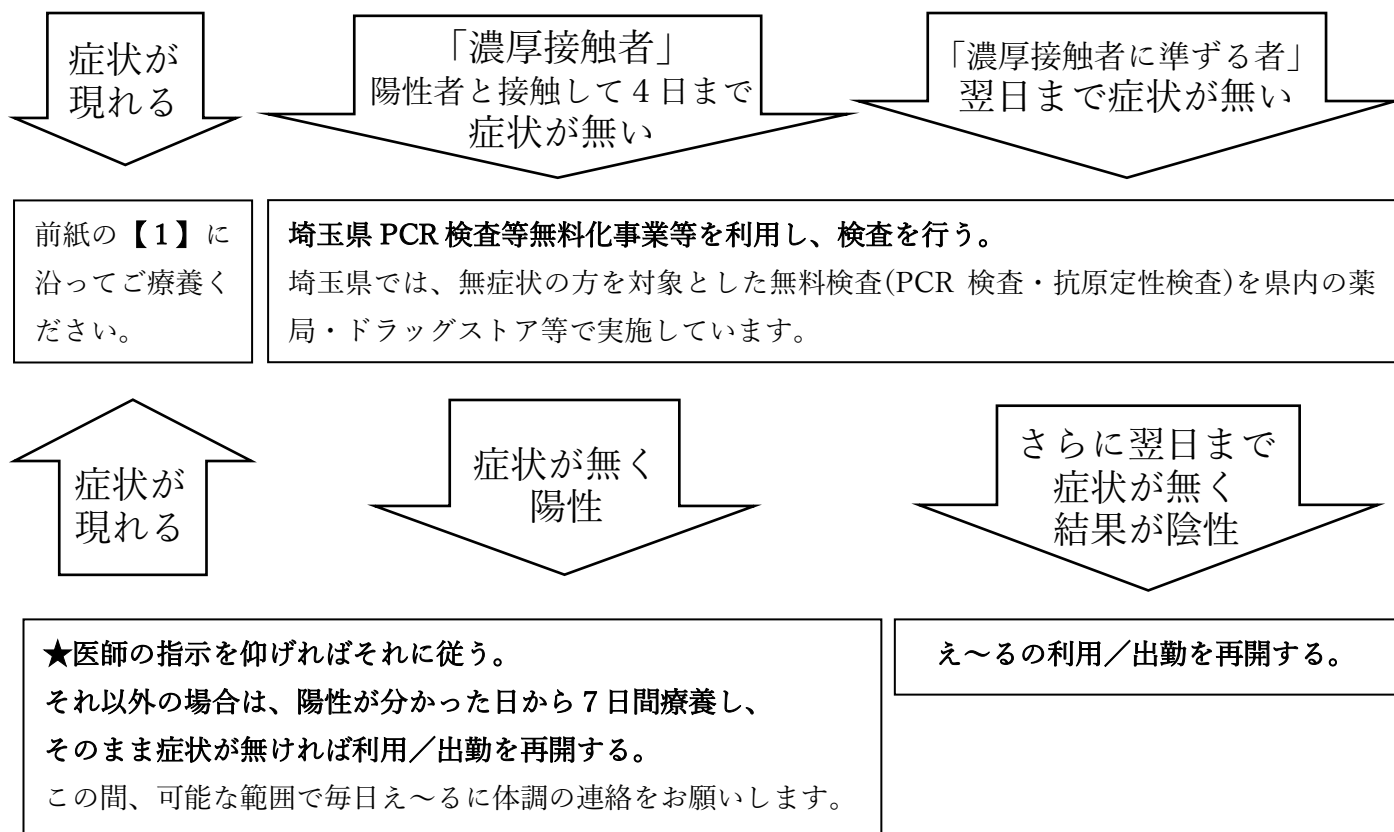
また、以上に当てはまらない場合も、え～る独自の指標として「濃厚接触者に準ずる者」とさせていただきます。

「濃厚接触者」「濃厚接触者に準ずる者」いずれの方

該当家族及び該当者と接触をしない環境（部屋を分ける・宿泊療養等）になるべくして、接触を断つ。

また、この時点で出来るだけ早くえ～るまたは担当の相談員等に状況をご連絡の上、当日はお休みください。

多機能型事業所え～る 電話（平日 9:30～17:00） メール（24時間受信可）



原則として、このマニュアルをもとに利用者・職員の皆様には療養・対応をお願い致します。

他の利用者・職員を守るためにもご協力よろしくお願い致します。

ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

マニュアルは今後も適宜見直してまいります。

多機能型事業所え～る